

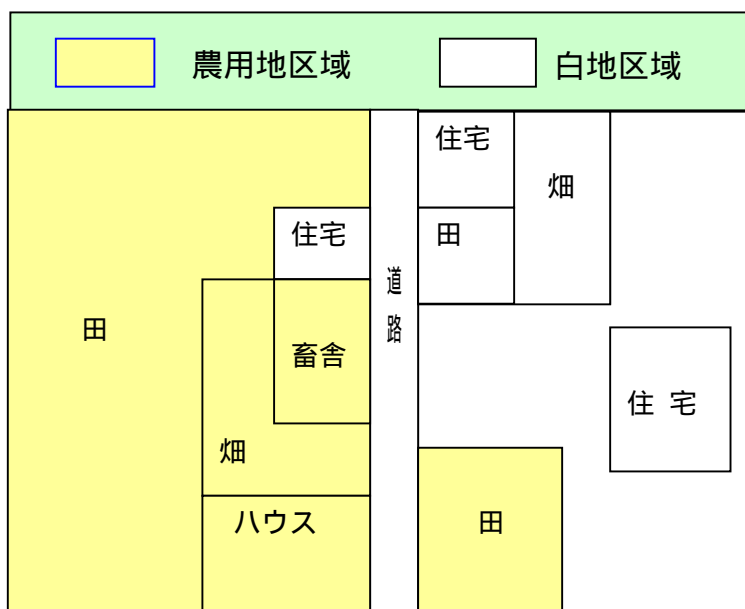
# 農業振興地域制度

優良農地の確保・保全のため、「農地法」による農地転用許可制度と併せ、「農業振興地域の整備に関する法律」に基づく農業振興地域制度が設けられています。

## 「農用地区域」と「白地区域」の違いは？

農用地区域	優良農地の確保・保全のため、開発が制限されている区域です。
白地区域	農用地区域から除外された区域です。 主に宅地が該当しますが、いなべ市農業振興地域整備計画により開発予定区域として計画的に除外された農地も含まれます。

### 農業振興地域イメージ



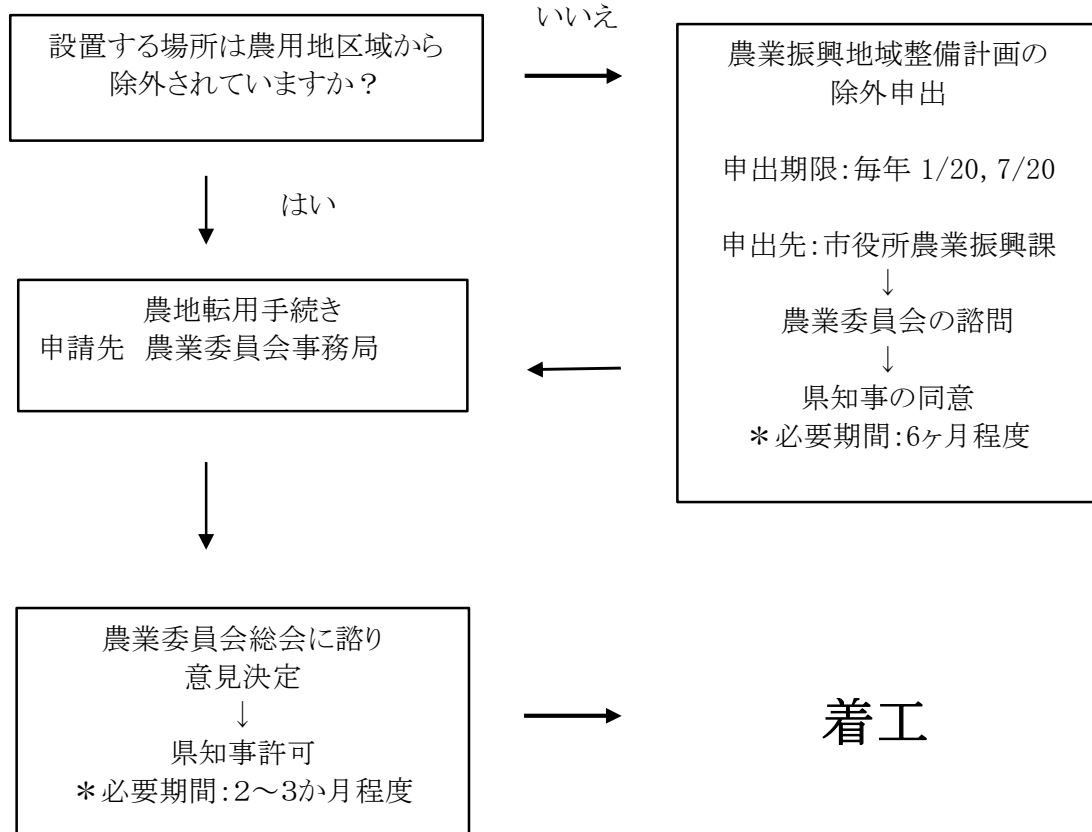
建物の建設等を予定している土地の区分が分からないときは、市役所農業振興課で確認してください。

## ●「農用地区域」を開発するには？

① 居宅・倉庫等を建てる場合	原則、農用地区域からの除外はできませんが、下記のすべての要件を満たせば申出することができます。
② 農業生産用施設・堆肥舎等を建てる場合	農用地区域から除外する必要はありませんが、建物を建てる場合は、その面積分だけ「農業用施設用地」として区分を変更する必要があります。
<p><b>「農用地区域から除外する要件」</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 農用地以外の用途へ必要かつ適当であり、代替する土地がないこと</li> <li><input type="checkbox"/> 農用地区域内の地域計画達成に支障を及ぼすおそれがないこと</li> <li><input type="checkbox"/> 農用地の集団化、農作業の効率化など農業上の利用に支障がないこと</li> <li><input type="checkbox"/> 当該変更により、農用地区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営むものに対する農地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと</li> <li><input type="checkbox"/> 農用地等の保全又は利用上必要な施設の機能に支障がないこと</li> <li><input type="checkbox"/> 土地基盤整備事業の完了の翌年度から8年を経過したものであること</li> </ul>	

## ●農地に建物を建設するまでの流れは？

### ① 居宅・倉庫等を建てる場合



**農業生産用施設・堆肥舎等を建てる場合**

設置する場所は農用区域から除外されていますか？

いいえ

はい

農地転用手続き  
申請先 農業委員会

農業振興地域整備計画  
の用途区分変更届

届出先：市役所農業振興課

農業委員会へ報告

県知事へ報告

\*必要期間：3～6ヶ月程度

転用する土地は世帯員  
の所有地ですか？

いいえ

はい

農業委員会総会に諮り  
意見決定

県知事許可

\*必要期間：2～3ヶ月程度

転用する土地（敷地面積）  
は、200㎡未満ですか？

いいえ

はい

形状変更の届出  
届出先 農業委員会

**着工**

\*なお、申出には期間を要しますが、事前着工は罰せられますので絶対に行わないでください。

詳しくは下記までお問い合わせください

農業振興地域制度 いなべ市役所農林商工部農業振興課

TEL 0594-86-7831

農地転用手続き いなべ市農業委員会 事務局

TEL 0594-86-7834